

○御嵩町特定建設工事共同企業体取扱要領

平成26年7月10日

訓令甲第25号

改正 令和2年3月3日訓令甲第15号

(趣旨)

第1条 この訓令は、御嵩町が発注する建設工事のうち、大規模であって、かつ、技術的難度の高い工事において、工事の特性に着目して結成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を活用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 共同企業体を活用できる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当する建設工事であって、技術力の結集等により効果的に工事施工が確保できると認められる工事並びに優良な中小企業者の経営力及び施工能力の強化を図るために必要と認められるものとする。

- (1) 設計金額3億円以上の土木工事
- (2) 設計金額5億円以上の建築工事
- (3) 設計金額1億5,000万円以上の機械、電気等設備又はその他の工事

2 前項の対象工事は、工事ごとに御嵩町契約審査委員会要綱（平成16年訓令甲第17号）に規定する御嵩町契約審査委員会（以下「契約審査委員会」という。）に諮って決定する。

3 第1項の規定にかかわらず、社会情勢、事業の目的又は性質等により、契約審査委員会の意見を聞き、町長が承認した建設工事については、共同企業体に対象工事でない工事を発注し、又は対象工事を発注しないことができる。

(構成員の要件等)

第3条 共同企業体の構成員は、次の各号の要件を全て満たす者（以下「有資格業者」という。）でなければならない。

- (1) 発注工事に対応する業種について、御嵩町競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に規定する許可業種（以下「許可業種」という。）のうち、発注する工事に対応する業種について、同法に規定する許可を受けて3年以上営業していること。
- (3) 許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

2 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。

3 前2項に定めるもののほか、共同企業体は、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 共同企業体の構成員のいずれかが、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (2) 工事の施工は共同施工方式とし、共同企業体の構成員の出資比率は、次の

ア又はイに掲げる構成員数に応じ、全構成員が次のア又はイに定める割合を下回っていないこと。

ア 2社の場合 30%

イ 3社の場合 20%

- (3) 共同企業体の代表構成員は、構成員の内、より大きい施工能力を有する者とし、その出資比率は構成員のうち最大とすること。

(結成方法)

第4条 共同企業体の結成は、自主結成とする。

- 2 1業者は1つの工事（関連工事を含む。）につき、2以上の共同企業体に参加することができないものとする。

(資格審査等)

第5条 第2条の規定により対象工事を決定した場合にあっては、あらかじめその旨及び次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 共同企業体による工事である旨及び当該工事名
 - (2) 工事場所
 - (3) 工事の概要
 - (4) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式第1号。以下「資格審査申請書」という。）の受付期間及び場所
 - (5) 資格審査申請書の添付書類
 - (6) 共同企業体の構成、結成方法、構成員の技術的要件等、出資比率要件及び代表者要件
 - (7) その他町長が必要と認める事項
- 2 共同企業体に参加を希望する有資格業者は、資格審査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。
- (1) 特定建設工事共同企業体構成員表（別記様式第2号）
 - (2) 特定建設工事共同企業体協定書（別記様式第3号）
 - (3) 同種工事の施工実績調書（別記様式第4号）
 - (4) 配置予定技術者等の資格及び工事経験調書（別記様式第5号）
 - (5) 共同企業体結成権限等の委任状（別記様式第6号）
 - (6) 構成員から代表構成員への権限の委任状（別記様式第7号）
- 3 町長は、前項の規定により申請を行った共同企業体について、提出された書類に基づき、その資格について審査を行い、共同企業体の認定を行うものとする。

(資格認定通知)

第6条 前条第3項の規定による資格審査の結果は、代表構成員にその旨を通知するものとする。

(資格の有効期間)

第7条 共同企業体の有効期間は、入札の結果、御嵩町が契約を締結した共同企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結されたときをもって終了するものとする。

2 契約企業体の有効期間は、当該工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下同じ。）が完了し、共同企業体の清算が行われるまでの期間とする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合にあっては、契約企業体の各構成員は連帯してその責を負うものとする。

（令2訓令甲15・一部改正）

（契約締結の提出書類）

第8条 契約を締結した共同企業体は、当該契約締結後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- （1） 運営委員会規則
 - （2） 職員編成表
 - （3） 使用機械器具の調達計画
 - （4） その他町長が必要と認める書類
- （その他）

第9条 この訓令の施行に関し、必要な事項は、契約審査委員会に諮って定める。

附 則（平成26年訓令甲第25号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年訓令甲第15号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第5条関係）

別記様式第5号（第5条関係）

別記様式第6号（第5条関係）

別記様式第7号（第5条関係）